

○特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を希望する事業者（特別徴収義務者）の皆さまへ

個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付については、事業者（特別徴収義務者）の皆さまにおいて、「特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子データ」及び「パスワード取得URLファイル」が格納された「納税義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書（電子データ。以下「特徴税通（納税義務者用）」という。）」をPCdesk等からダウンロードしていただくことにより行われます。

- ・ この「特徴税通（納税義務者用）」は、事業者（特別徴収義務者）の皆さまに関する市区町村ごとに作成され、準備の整った市区町村分については、電子メールにより、「特徴税通（納税義務者用）」の格納の旨及び保護番号が通知されます（通知メール）。
- ・ この通知メールは、ダウンロードが可能となった日ごとに作成され、1日あたり最大で2回を予定しています。

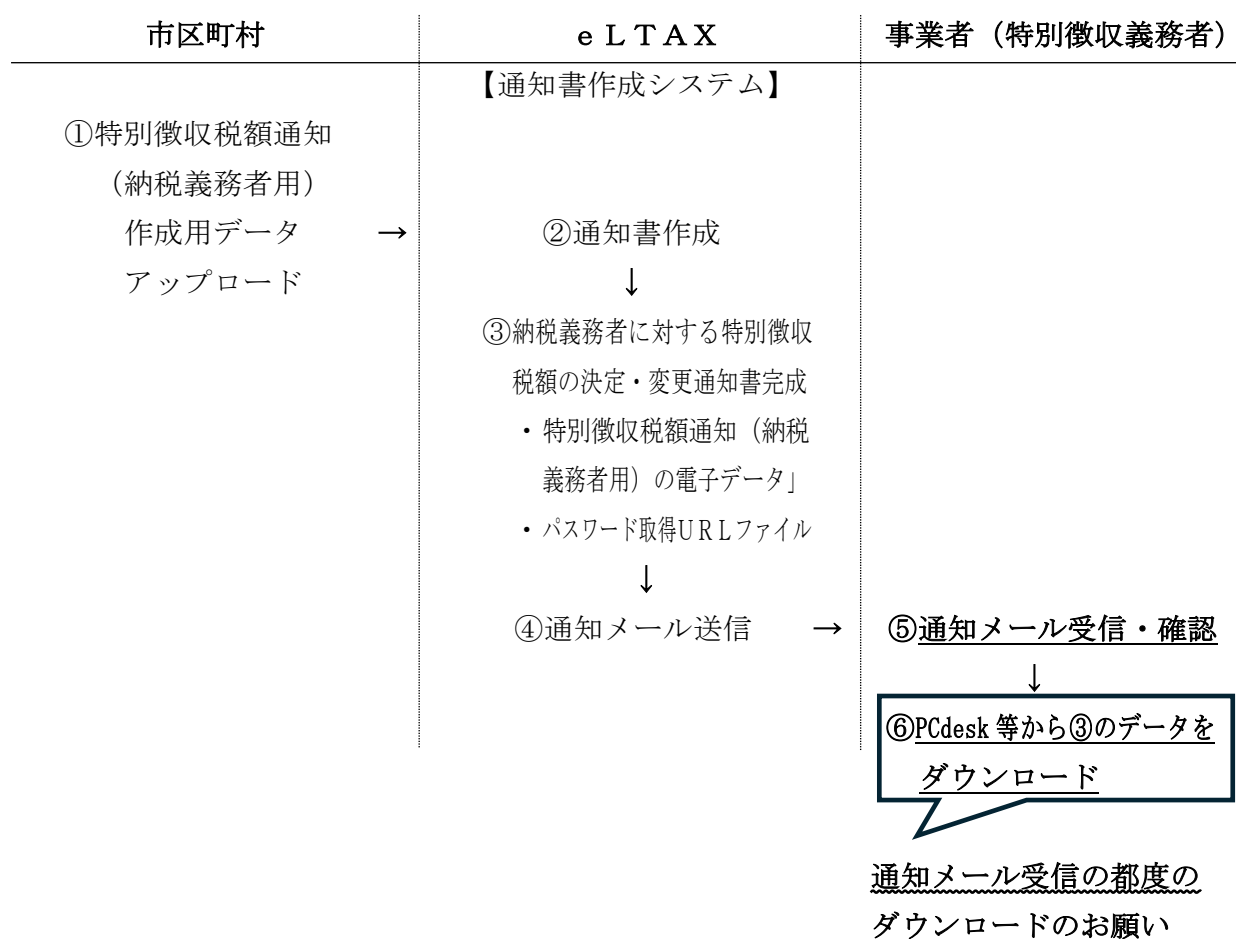
事業者（特別徴収義務者）におかれましては、この通知メールを受け取られましたら、その都度、ダウンロードを行っていただきますようお願いいたします。

（「特徴税通（納税義務者用）」を複数日分まとめて一括でダウンロードすると、通信回線の混雑等により、多くの時間を要する場合がありますとともに、他の事業者様にも同様の影響を与えるおそれがありますので、ご注意ください。）

なお、「特別徴収義務者に対する特別徴収税額の決定・変更通知書（処分通知等）」と「特徴税通（納税義務者用）」の格納が数日ずれ、通知メールが別々の日に送信される場合がありますので、ご注意ください。

電子データのダウンロードのイメージ

(参考 1) 特別徴収税額通知（納税義務者用）の作成



(参考 2) 事業者（特別徴収義務者）へのお願いの趣旨

○ お願いしたい取扱いの例		× 避けていただきたい取扱いの例	
通知メール	ダウンロード実施	通知メール	ダウンロード実施
5 月 13 日 1 通(5 件分) →	5 件分実施(○)	5 月 13 日 1 通(5 件分)	実施しない
5 月 14 日 1 通(10 件分) →	10 件分実施(○)	5 月 14 日 1 通(10 件分)	実施しない
5 月 15 日 1 通(15 件分) →	15 件分実施(○)	5 月 15 日 1 通(15 件分)	実施しない
5 月 16 日 1 通(20 件分) →	20 件分実施(○)	5 月 16 日 1 通(20 件分) →	一括 50 件分実施(×)